

資料 1－1

障害者虐待防止法における川崎市の対応と施行後の状況について

1. 通報・届出窓口の設置

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(いわゆる「障害者虐待防止法」)では、「養護者」、「障害者福祉施設従事者等」、「使用者」の3種類の虐待を定義しており、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方には、速やかにその事實を市に通報することが義務付けられています。

これらの虐待事案に対応するため、川崎市では、「障害者虐待防止法」に定める「市障害者虐待防止センター（通報・届出窓口）」の機能を、各区障害者支援担当部署と健康福祉局障害保健福祉部で受け持つとともに、法施行時から通報・届出を受けつける専用電話を設置しております。



2. 通報受付後の対応

電話にて届出・通報を受けた事案について、養護者からの障害者虐待については、各区障害者支援担当部署、基幹・地域相談支援センターが、障害者福祉施設従事者及び使用者からの障害者虐待については、健康福祉局障害計画課が、それぞれ中心となって、事実確認、虐待状況の解消に向けた対応をしていきます。(対応フロー図を参照)

3. 法施行後の相談・通報・届出と対応の状況（平成25年度）

○虐待通報等・対応状況

	養護者による虐待				施設従事者等による虐待				使用者による虐待				合計
	身体	知的	精神	他	身体	知的	精神	他	身体	知的	精神	他	
通報・届出件数	7	7	9	3	2	13	3	1	1	1	1	0	48
虐待事案 対応件数	7	6	9	2	2	10	3	1	0	1	1	0	42
対応件数合計	24				16				2				

○虐待種類別状況（延べ件数）

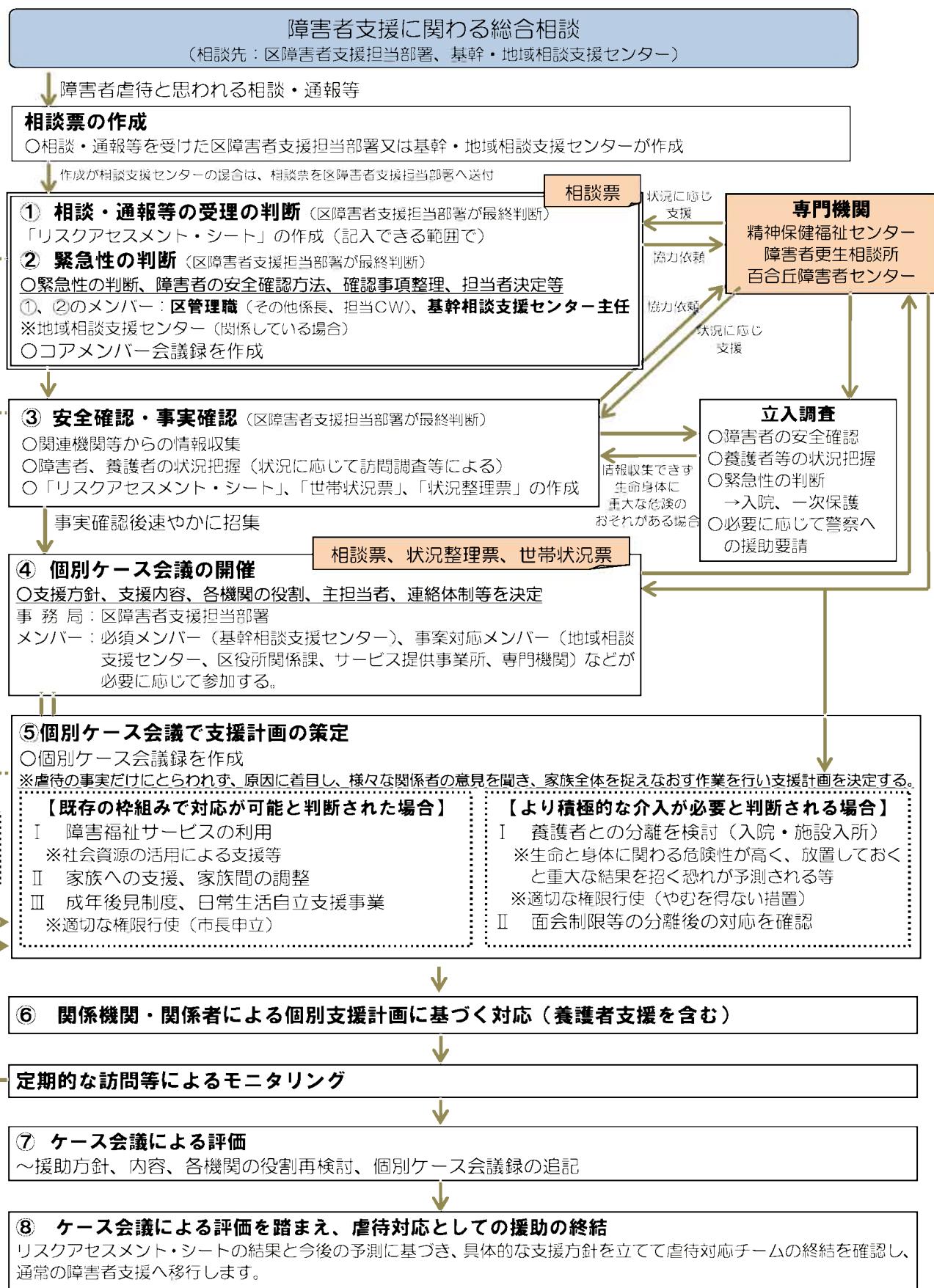
	養護者による虐待				施設従事者等による虐待				使用者による虐待				合計
	身体	知的	精神	他	身体	知的	精神	他	身体	知的	精神	他	
身体的虐待	3	6	4	1	2	8	1	0	0	1	0	0	26
性的虐待	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
心理的虐待	0	1	5	0	2	5	3	1	0	0	1	0	18
放棄・放任	1	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6
経済的虐待	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
合計	7	10	11	2	5	13	6	1	0	1	1	0	57
種類別合計	30				25				2				

養護者による虐待対応システム・フロー

初期判断
直ちに

初期判断後速やかに

生命や身体に重大な危険が高い

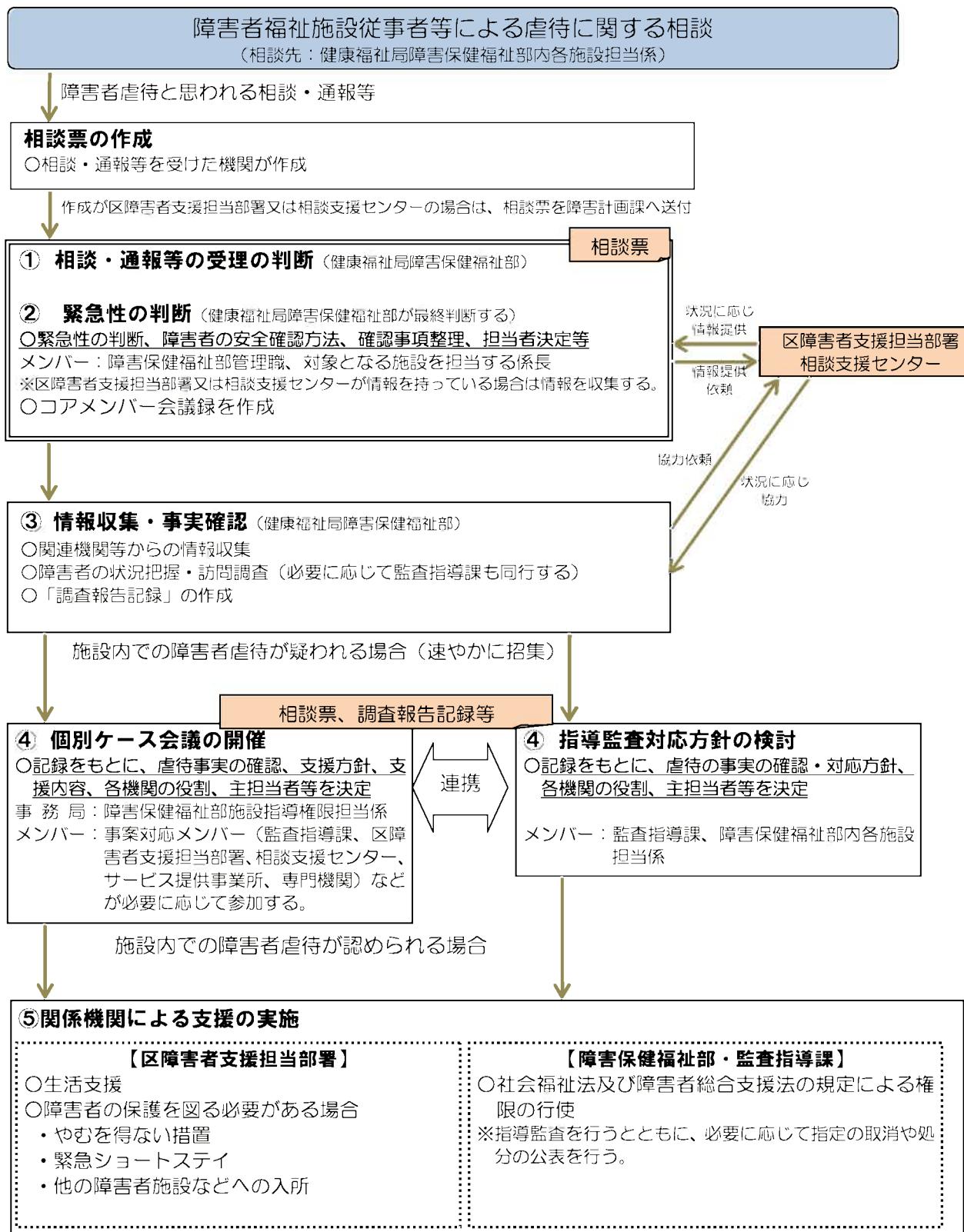


※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区保健福祉サービス課
障害者支援係、地区健康福祉ステーション保健福祉サービス係を指す。

障害者福祉施設従事者等による虐待対応システム・フロー (被虐待者が本市ケースの場合)

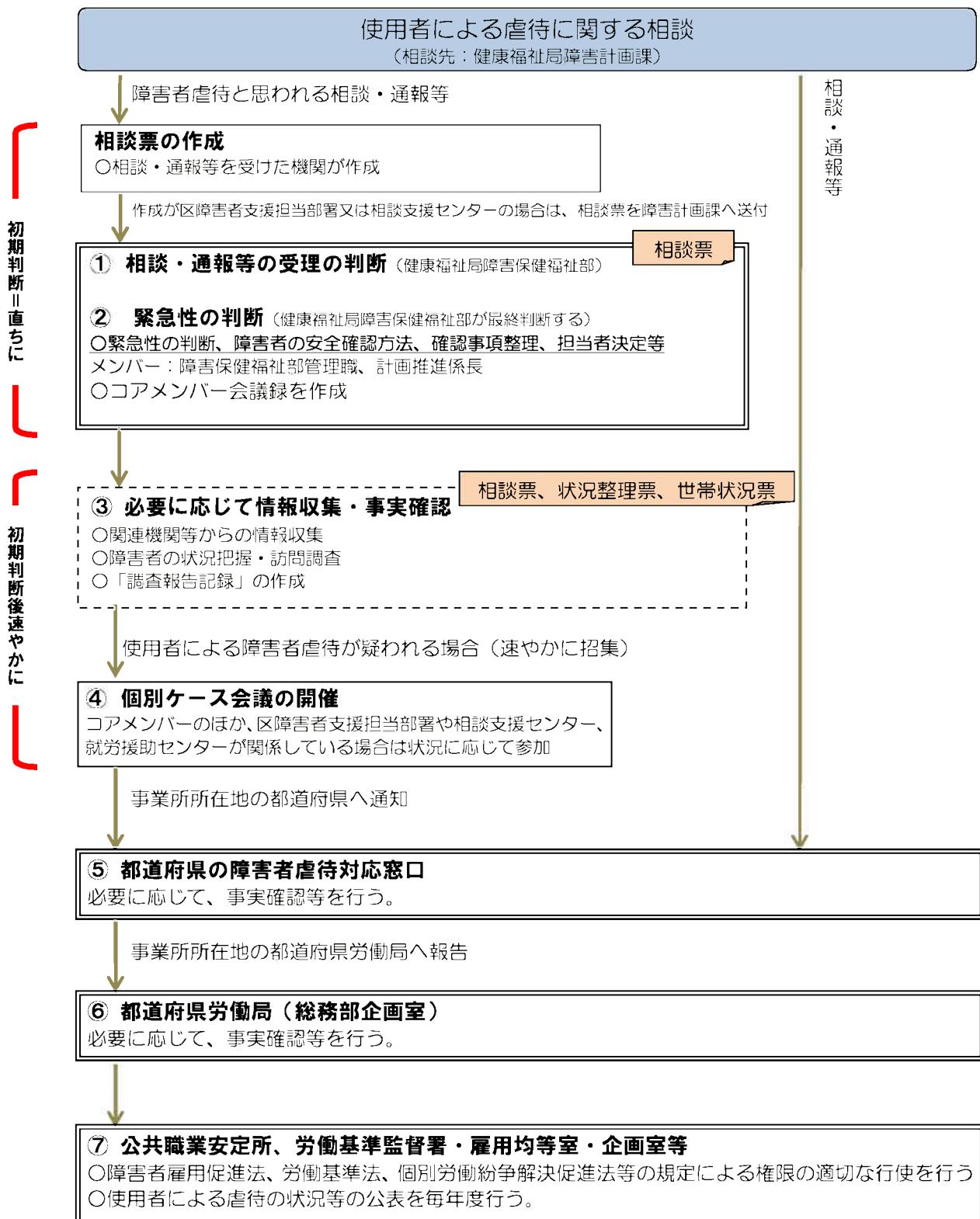
初期判断直ちに

初期判断後速やかに



※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区保健福祉サービス課
障害者支援係、地区健康福祉ステーション保健福祉サービス係を指す。

使用者による虐待対応システム・フロー



報道関係者 各位

平成 26 年 7 月 18 日

【照会先】

大臣官房地方課労働紛争処理業務室

室 長 大塚 弘満

室長補佐 井上 健

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7738)

(直通電話) 03(3502)6679

平成25年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果を公表

～ 253事業所に対し、389件の指導などを実施 ～

厚生労働省ではこのほど、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて取りまとめましたので、公表します。

これは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、年度ごとに公表するもので、今回は平成25年度分の取りまとめです。

【ポイント】

- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、253事業所^{※1}。（2－（1）参照）虐待を行った使用者は260人。使用者の内訳は、事業主215人、所属の上司29人、所属以外の上司2人、その他14人。
- 虐待を受けた障害者は393人。（2－（2）参照）障害種別は、知的障害292人、身体障害57人、精神障害56人、発達障害4人^{※2}。
- 使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は389件^{※3}。（3参照）

[内訳]

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| ① 労働基準関係法令に基づく指導等
(うち最低賃金法関係308件) | 341件 (87.7%) |
| ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 | 37件 (9.5%) |
| ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 | 2件 (0.5%) |
| ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 | 9件 (2.3%) |

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、同一事業所であっても、複数計上している。

※2 虐待を受けた障害者の障害種別については、重複しているものがある。

※3 1つの事業所で使用者による障害者虐待が複数認められたものは、複数計上している。

平成 26 年 7 月 18 日 厚生労働省 報道発表資料（抜粋）

1 平成 25 年度における使用者による障害者虐待の通報・届出について

（3） 通報・届出の対象となった障害者について、虐待の種別及び人数は次のとおり。

虐待種別	人数	障害種別			
		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
身体的虐待	136	35	70	18	5
性的虐待	27	9	13	7	2
心理的虐待	369	125	114	107	16
放置等	71	25	26	18	6
経済的虐待	619	125	369	108	11

2 平成 25 年度における使用者による障害者虐待が認められた事案について

（3） 被虐待者が受けていた虐待の種別及び人数は次のとおり。

虐待種別	人数	障害種別			
		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
身体的虐待	27	4	21	2	1
性的虐待	7	2	4	2	0
心理的虐待	47	14	19	13	2
放置等	5	3	4	0	0
経済的虐待	345	46	266	47	2

※被虐待者の虐待種別及び障害種別については、重複しているものがある。

3 平成 25 年度における使用者による障害者虐待と認められた事業所への措置について

使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局等が所管する法令に基づいて採った措置は、389件。内訳は以下のとおり。

① 労働基準関係法令に基づく指導等 341件

（うち最低賃金法関係 308件）

具体例	<ul style="list-style-type: none">障害者である労働者に、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。障害者である労働者に、時間外労働をさせていたにもかかわらず、割増賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障害者である労働者に、許可の有効期間が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。
-----	--

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 37件

具体例	<ul style="list-style-type: none">障害者である労働者に対し、職場内で上司から仕事が遅いことを理由に、お尻を足で小突かれるといった暴力、上司から仕事のミスに対して「頭が悪くなっているのではないか」等の暴言等の問題があり、事業主に対して、雇用管理(職員に対する指導、雇用する障害者に対するケア)について、指導を行った。
-----	--

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 2件

具体例	<ul style="list-style-type: none">障害者である労働者に対し、セクシュアルハラスメントの言動の問題があり、事業主に対して、事業所のセクシュアルハラスメント対策についての措置を講じるよう助言を行った。
-----	---

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 9件

具体例	<ul style="list-style-type: none">障害者である労働者が、上司や先輩社員等から物を投げられる等の暴力、「死ね」「殺す」等の暴言等の問題があり、退職した。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、当該労働者に対して所要の対応をとるとともに、再発防止を早急に図ることについて助言を行った。
-----	--

※掲載ホームページURL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000051485.html>

平成26年6月までの計画相談実績

都道府県名 神奈川県

※1 平成26年6月末時点の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）

※2 平成26年6月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）

※3 平成26年6月末時点の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）

※4 平成26年6月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）

なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

団域	市区町村名 (余分なスペース を入れうこと)	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
		障害福祉 サービス等 受給者数 a (※1)	計画案 作成済人数 b (※2)	左のうち セルフプラン 等	達成率 b/a (%)	障害児 通所支援 受給者数 c (※3)	計画案 作成済人数 d (※4)	左のうち セルフプラン 等	達成率 d/c (%)
	(合計)	46,222	12,220	2,858	26.4%	11,224	6,022	1,550	53.7%
横浜	横浜市	18,368	1,662	0	9.0%	3,801	1,403	0	36.9%
川崎	川崎市	5,979	990	1	16.6%	1,353	861	0	63.6%
相模原	相模原市	4,265	1,124	128	26.4%	1,150	532	266	46.3%
横須賀・三浦	横須賀市	2,301	1,256	554	54.6%	431	366	201	84.9%
	鎌倉市	922	368	0	39.9%	183	57	0	31.1%
	逗子市	342	180	0	52.6%	42	33	0	78.6%
	三浦市	262	69	45	26.3%	41	11	7	26.8%
	葉山町	139	86	2	61.9%	37	1	0	2.7%
湘南東部	藤沢市	2,462	857	386	34.8%	681	332	263	48.8%
	茅ヶ崎市	1,026	420	122	40.9%	294	123	23	41.8%
	寒川町	266	57	2	21.4%	36	5	0	13.9%
湘西南部	平塚市	1,634	617	269	37.8%	444	329	0	74.1%
	秦野市	1,055	510	242	48.3%	192	168	125	87.5%
	伊勢原市	613	448	1	73.1%	233	216	0	92.7%
	大磯町	186	32	0	17.2%	36	11	0	30.6%
	二宮町	149	46	1	30.9%	33	12	2	36.4%
県央	厚木市	1,115	742	559	66.5%	360	280	258	77.8%
	大和市	1,040	645	0	62.0%	614	459	0	74.8%
	海老名市	613	205	42	33.4%	317	233	231	73.5%
	座間市	636	475	395	74.7%	213	166	165	77.9%
	綾瀬市	383	156	44	40.7%	89	0	0	0.0%
	愛川町	278	32	8	11.5%	56	0	0	0.0%
	清川村	28	17	11	60.7%	2	1	1	50.0%
県西	小田原市	1,235	714	43	57.8%	338	290	5	85.8%
	南足柄市	222	160	2	72.1%	88	42	1	47.7%
	中井町	56	23	0	41.1%	12	4	0	33.3%
	大井町	84	31	0	36.9%	27	10	0	37.0%
	松田町	86	39	0	45.3%	8	7	1	87.5%
	山北町	98	25	0	25.5%	15	8	0	53.3%
	開成町	82	39	1	47.6%	35	22	1	62.9%
	箱根町	75	55	0	73.3%	8	8	0	100.0%
	真鶴町	68	54	0	79.4%	11	11	0	100.0%
	湯河原町	154	86	0	55.8%	44	21	0	47.7%